

令和6年度 第3四半期事業報告について

令和6年度東京支部基本方針

- ◆ 加入者目線に立脚した事業の展開
- ◆ 組織運営体制の確立と効率的な業務体制への変革
- ◆ リスク管理意識の醸成とリスクコントロールの徹底
- ◆ ジョブローテーションと適材適所による人材育成

1. 基盤的保険者機能の盤石化

1. 基盤的保険者機能の盤石化

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等
I. 健全な財政運営			
① 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。	① - 評議会における説明や議論を活発に行うことを目的に年間開催回数の増加、議題内容の充実を図ることを検討した。 - 令和6年10月開催の評議会において、平均保険料率の議論を行った。 - 令和6年12月開催の評議会において、平均保険料率に対する47都道府県の意見及び令和7年度事業計画（案）を提示した。	○	① 令和7年1月17日開催の評議会において、支部保険料率、令和7年度支部事業計画案及び保険者機能強化予算案の議論を行う。
② 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、事業主や加入者にご理解いただくため、ホームページや広報誌等において協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。	② - 保険財政に影響を与える医療費適正化の事業において情報発信（支部広報）を行った。また、医療費適正化に関する広報計画を策定した。 - 納入告知書同封チラシ等において決算（見込み）を周知した（令和6年9月）。	○	
③ 医療費適正化等の努力を行うとともに、各協議会等の場において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。	③ 以下協議会に出席し、意見発信を行った。 - 東京都保険者協議会データ分析部会 - 東京都保険者協議会保健活動部会 - 東京都保険者協議会 （令和6年6月、7月、10月、11月、12月） - 東京都保険者協議会において、厚生労働省へ特定健診・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望書及びマイナ保険証への円滑な移行に向けた要望書の提出を行った（令和6年9月）。	○	

1. 基盤的保険者機能の盤石化

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等
Ⅱ. 業務改革の実践と業務品質の向上 (1) 業務処理体制の強化と意識改革の徹底 ① 業務量の多寡や優先度に対応するため、事務処理体制の強化を図ることで生産性の安定化を図る。 ② 業務マニュアルや手順書に基づく、統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、職員の意識付けを促進する。	① - グループを越えたOJTによる多能化を推進し、日々の業務量に応じて柔軟に人員をシフトすることにより、現金給付事務処理体制の安定化を実践した。 - 計画的なジョブローテーションを実施し、繁忙期の事務処理およびマイナンバー照会確認作業等について安定した業務を実践した。 ② - 統一的な事務処理の徹底を図るため、日々のミーティングで情報共有を行うとともに、勉強会などを定期的実施することにより、業務の標準化等を推進した。 - 職員の多能化を推進することにより、処理スケジュールの短縮を図り、事務処理の効率化を推進した。 - 進捗状況の見える化を進めたことにより、上長の的確な差配とともに自らが業務進捗に注意を払い、周囲と協力する体制を醸成した。 - 保険証の新規発行停止に伴い、新たな申請書等が追加になったことから、勉強会を通じて事務処理手順等の周知徹底を図った。	○ ○	業務の効率化を目的として令和6年7月、8月に実施した本部との意見交換を踏まえ、支部全体で課題を協議し、継続して事務処理の効率化、生産性の向上に向けた取り組みを進める。 業務量が増加する被扶養者再確認業務、マイナンバー関連業務について、人員シフト及びジョブローテーションにより、安定した業務処理体制を構築する。

1. 基盤的保険者機能の盤石化

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等																		
(2) サービス水準の向上 ① すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ② 事業主や加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 ③ 電話相談業務担当者向け研修等を実施し、相談業務のスキルアップを図り、事業主や加入者からの相談・照会についての的確に対応する。 ④ お客様満足度調査やお客様の声を活用し、業務の課題を洗い出し、改善を図ることで更なる加入者サービスの向上に取り組む。	① サービススタンダードの達成状況 <table><tr><td></td><td>決定件数</td><td>達成件数</td></tr><tr><td>(参考) 令和5年度</td><td>369,999件</td><td>369,999件</td></tr><tr><td>4～6月</td><td>92,694件</td><td>92,694件</td></tr><tr><td>7～9月</td><td>92,340件</td><td>92,340件</td></tr><tr><td>10～12月</td><td>36,687件 (10月のみ)</td><td>36,687件 (10月のみ)</td></tr><tr><td>1～3月</td><td></td><td></td></tr></table> ② ・支部ホームページにおいて郵送化促進の広報を実施した。日雇被保険者向けに郵送の切替を促す案内を送付した。 ・申請書送付時等に返信用封筒を同封した。 ③ ・本部主催の基本スキル及び苦情初期対応の研修を受講し、健康保険相談員のスキルアップを図った。 ・マイナ保険証にかかる勉強会を行い、事業主や加入者からの相談に的確に対応した。 ④ 朝礼やミーティングを通じて、誤りやすい案件等の情報共有を図った。 また、朝礼時において基本フレーズの復唱を健康保険相談員全員で行った。		決定件数	達成件数	(参考) 令和5年度	369,999件	369,999件	4～6月	92,694件	92,694件	7～9月	92,340件	92,340件	10～12月	36,687件 (10月のみ)	36,687件 (10月のみ)	1～3月			○ ○ ○	② 日雇被保険者向けのチラシを刷新し、郵送化率向上を図る。 ④ 健康相談員の電話対応状況を定期的に観察し、改善点等のフィードバックを行い、基本スキルやオペレーション能力の向上を図る。
		決定件数	達成件数																		
	(参考) 令和5年度	369,999件	369,999件																		
	4～6月	92,694件	92,694件																		
7～9月	92,340件	92,340件																			
10～12月	36,687件 (10月のみ)	36,687件 (10月のみ)																			
1～3月																					

1. 基盤的保険者機能の盤石化

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等																		
■ KPI : 1) サービススタンダードの達成状況を100%とする 2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度（98.4%）以上とする （3）現金給付等の適正化の推進 ① 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に実施する。	■ KPI : 1) 100%（令和6年10月時点） 2) 98.2%（令和6年11月時点） ① 傷病手当金と障害年金等との併給調整についてスケジュールに基づき適正に実施した。 <table><tr><td></td><td>障害厚生年金</td><td>老齢年金</td></tr><tr><td>（参考） 令和5年度</td><td>1,675件</td><td>634件</td></tr><tr><td>4～6月</td><td>361件</td><td>174件</td></tr><tr><td>7～9月</td><td>222件</td><td>133件</td></tr><tr><td>10～12月</td><td>321件</td><td>109件</td></tr><tr><td>1～3月</td><td></td><td></td></tr></table>		障害厚生年金	老齢年金	（参考） 令和5年度	1,675件	634件	4～6月	361件	174件	7～9月	222件	133件	10～12月	321件	109件	1～3月			○	
	障害厚生年金	老齢年金																			
（参考） 令和5年度	1,675件	634件																			
4～6月	361件	174件																			
7～9月	222件	133件																			
10～12月	321件	109件																			
1～3月																					

1. 基盤的保険者機能の盤石化

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等																		
(3) 現金給付等の適正化の推進 ② 現金給付の支給決定データ等の分析により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。	② - 傷病手当金の受給者に関する情報提供に基づく調査・確認のほか、支給決定済みの傷病手当金及び出産手当金に係る受給要件等に関する事後調査を実施した。 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>傷病手当金</th><th>出産手当金</th></tr></thead><tbody><tr><td>(参考) 令和5年度</td><td>58件</td><td>0件</td></tr><tr><td>4～6月</td><td>41件</td><td>0件</td></tr><tr><td>7～9月</td><td>14件</td><td>0件</td></tr><tr><td>10～12月</td><td>14件</td><td>0件</td></tr><tr><td>1～3月</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> - 現金給付の申請内容について精査を行う「保険給付適正化プロジェクト会議」を開催した（令和6年6月、9月～12月）。 - 立入検査を認可申請した（1件）。 - 日本年金機構に調査を依頼した（1件）。 - 捜査当局に告発状を提出した（1件）。		傷病手当金	出産手当金	(参考) 令和5年度	58件	0件	4～6月	41件	0件	7～9月	14件	0件	10～12月	14件	0件	1～3月			○	② 保険給付適正化PTは、不正事案の発生時に限らず、原則として毎月開催し、現金給付の適正化に向けた取り組みを強化する。
		傷病手当金	出産手当金																		
(参考) 令和5年度	58件	0件																			
4～6月	41件	0件																			
7～9月	14件	0件																			
10～12月	14件	0件																			
1～3月																					

1. 基盤的保険者機能の盤石化

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等												
(3) 現金給付等の適正化の推進 ③ 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 ④ 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診（いわゆる「部位ころがし」）の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を開催し、重点的に審査を行う。	③ ・ 出産育児一時金等について、支給事務の取扱いに基づき、申請書に添付する書類等の確認を徹底し、不支給決定を行った。 ・ 海外の医療機関等に対する照会を実施した。 <table><tr><td></td><td>照会件数</td></tr><tr><td>(参考) 令和5年度</td><td>44 件</td></tr><tr><td>4～6月</td><td>9 件</td></tr><tr><td>7～9月</td><td>9 件</td></tr><tr><td>10～12月</td><td>10 件</td></tr><tr><td>1～3月</td><td></td></tr></table>		照会件数	(参考) 令和5年度	44 件	4～6月	9 件	7～9月	9 件	10～12月	10 件	1～3月		○	
		照会件数													
(参考) 令和5年度	44 件														
4～6月	9 件														
7～9月	9 件														
10～12月	10 件														
1～3月															
	④ ・ 柔道整復施術療養費の多部位かつ頻回の申請について、加入者に対する文書照会を実施した。 ・ 柔整審査委員会の実施体制について見直しを図った（令和6年10月）。 <table><tr><td></td><td>送付件数</td></tr><tr><td>(参考) 令和5年度</td><td>20,000 件</td></tr><tr><td>4～6月</td><td>7,467 件</td></tr><tr><td>7～9月</td><td>9,277 件</td></tr><tr><td>10～12月</td><td>9,435 件</td></tr><tr><td>1～3月</td><td></td></tr></table>		送付件数	(参考) 令和5年度	20,000 件	4～6月	7,467 件	7～9月	9,277 件	10～12月	9,435 件	1～3月		○	④ 面接確認委員会を実施する。
	送付件数														
(参考) 令和5年度	20,000 件														
4～6月	7,467 件														
7～9月	9,277 件														
10～12月	9,435 件														
1～3月															

1. 基盤的保険者機能の盤石化

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等
(3) 現金給付等の適正化の推進 ⑤ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ施術の必要性について文書により確認する等、審査を強化する。	⑤ ・ 過剰受診の適正化を図るため、適切に審査を行った。 ・ 関係団体及び施術管理者に対し、適切な申請にかかるリーフレットを送付した（令和6年10月）。 (送付件数) 関係団体：15か所 施術管理者：2,700名	○	⑤ 適正化のため、施術所に対するリーフレットを送付する。
⑥ 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。	⑥ ・ マイナンバーを活用した効率的な再確認を行うため、マイナンバー未提出事業所等へ提出勧奨を行うとともに、マイナンバー登録申出者については正確及び迅速に登録を行った。 ・ 納入告知書同封チラシ等により確認リストの提出案内の広報を行った（令和6年11月）。	○	⑥ 未提出事業所へ勧奨を行うことにより確認リストの回収を徹底し、実施する。

1. 基盤的保険者機能の盤石化

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等
(4) レセプト点検の精度向上 ① 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実施し、効果的かつ効率的な点検を推進するとともに、勉強会や研修等により、レセプト点検員のスキルを向上させ、内容点検の質的向上を図り、再審査レセプト1件当たり査定額及び査定率の向上に取り組む。 ② 自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検の効率化を図る。また、社会保険診療報酬支払基金において、審査支払新システム（AI）によるレセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（目視対象に振り分けられたレセプト等）を優先的かつ重点的に審査する。 ③ マイナンバーカードと健康保険証の一体化の状況を踏まえつつ、資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組む。 ■ KPI : 1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度（0.087%）以上とする（令和6年度新設） （※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度（9,109円）以上とする	① 毎月、レセプト点検員全員と個人面談を行い、査定額や高点数帯の点検状況を確認させるとともに指導を実施した。また、定期的に勉強会を開催し点検スキルの向上に努めた（令和6年7月～12月）。 ② 自動点検マスタのメンテナンスを毎月実施し、効果的な点検を行った。また、入院・高額レセプトの一斉点検期間を設け、効果的な点検に努めた。 ③ 点検スケジュールに基づき、遅滞なく点検を実施した。 ■ KPI : 1) 0.085%（令和6年7月時点） 2) 13,749円（令和6年7月時点）	○ ○ ○	① ・月次で開催している社会保険診療報酬支払基金との協議会において意見交換を進め、査定率の向上に取り組む。 ・下期にレセプト点検員のスキルの向上を目的とした研修会を実施する（令和7年2月）。

1. 基盤的保険者機能の盤石化

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等
(5) 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 ① 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。 ② 無資格受診に係る返納金の発生を抑止するため、業務マニュアル等に基づき、保険証未返納者に対する早期の返納催告を確実に実施する。 ③ 日本年金機構と連携し、資格喪失時における保険証の返納について、事業所等へ周知徹底を図る。	① 返納金債権の調定件数は前年同期比約125%と増加しているが、発生した債権については全件調定している。高額債務者に対する電話催告を実施したことにより、回収率は前年同期を上回った（令和6年10月時点）。また、保険者間調整の申請書未提出者に対する勧奨を行い確実な活用を促した。 ② 保険証未返納者に対する早期の返納催告を定期的に実施した。 ③ 広報委員会において、日本年金機構が発行する納入告知書同封チラシへ記事を掲載した（令和6年8月）。	○ ○ ○	① ・ 高額債務者に対する進捗管理を月次で行い効率的な回収に取り組む。 ・ 現状の催告スキームを見直し回収率の向上を図る（令和7年1月）。

1. 基盤的保険者機能の盤石化

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等
（５）債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 ④ 併せて、オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所から早期かつ適正な届出が行われるよう、周知広報を実施する。 ■ KPI : １）返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度（50.35%）以上とする（令和６年度新設） ２）日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を前年度（70.80%）以上とする。 ※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする	④ 保険証の早期返却に関する協力依頼の文書を電子申請利用で保険証の未返却率が高い加入者500名以上の事業所に送付した（月100社。令和６年６月～９月）。 ■ KPI : １）41.77%（令和６年10月時点） ２）72.82%（令和６年11月時点）	○	

1. 基盤的保険者機能の盤石化

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等
Ⅲ. ICT化の推進 (1) オンライン資格確認等システムの周知徹底 ① 医療 DX の基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者や事業主に周知する。特に、2023年1月より運用が開始された電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者や事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。 ② マイナンバーを正確に収録するために、マイナンバー登録申出者について確実に登録を実施する。 (2) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応 マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書等の円滑な発行等に取り組む。	① ・納入告知書同封チラシに併せて、電子処方箋の案内を同封した（令和6年6月）。 ・長期収載品選定療養費制度について、メールマガジンにより広報を実施した（令和6年11月）。 ② マイナンバー登録申出者について、正確かつ迅速に登録を実施した。 (2) 各種広報媒体によりマイナ保険証の利用促進を実施した。	○ ○ ○	② 引き続き、正確かつ迅速な登録を実施する。 全ての加入者に対し、資格情報のお知らせを送付し、マイナンバーの確認や提出について協力依頼を行う。

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等
I. データ分析に基づく事業実施 支部における医療費・健診データ等の分析 結果の活用及び分析能力の向上 ① 医療費適正化等に向けたデータ分析に 基づく事業及び情報発信を実施するた め、医療費・健診データ等を活用して、 支部の特徴や課題を把握するための分 析を行う。また、分析に際しては、分 析の精度を高めるため、外部有識者の 知見等も活用する。 ② 本部や他機関が開催する統計分析研修 への参加等により、職員の分析能力の 向上を図る。 II. 健康づくり (1) 保健事業の一層の推進 第3期保健事業実施計画（データヘルス計 画）に基づく取組 「特定健診の推進」「特定保健指導を含め た重症化予防の対策」「コラボヘルスの取 組」を柱とし、第3期保健事業実施計画 （データヘルス計画）について、各年度の 取組を着実に実施する。その際には、情報 系システム等の分析ツールを用いてPDCA サイクルを回し、取組の実効性を高める。	① ー ② ・首都圏支部（東京、埼玉、千葉、神 奈川）の分析担当者による連携 （チャット機能を活用）により、手 法の共有等を行い分析能力のスキル アップを図った。 ・首都圏支部間において、支部の分析 スキル等のアンケートを実施した。 (1) ・第3期保健事業実施計画（データヘル ス計画）の6か年計画の目標達成 に向けて「特定健診・特定保健指導 の推進」、「コラボヘルスの取組」、 「重症化予防の対策」を各事業計画 に沿って着実に実施した。 ・健康づくり推進協議会を設置し、第 1回協議会を開催した（令和6年11 月）。	△ ○ ○	① データ分析結果を基に健康づくり 推進協議会及び東京支部評議会で の議論を経て、健康課題の解決に 向けた効果的な支部保健事業を検 討する。 ② 首都圏支部の連携を深めると共に、 本部開催の研修等への参加により 能力向上を図る。 (1) 第3期保健事業実施計画（デー タヘルス計画）の6か年計画の目標達 成に向けPDCAサイクルを回しながら 取組を推進するとともに次年度の取組 計画を策定していく。

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等
(2) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）及び特定健診実施率の向上を図るとともに、事業所規模等に応じて事業者健診結果提供について勧奨を実施する。 i) 被保険者（生活習慣病予防健診） ① 生活習慣病予防健診の自己負担の軽減に加え、付加健診の対象年齢拡大等を契機とした受診勧奨を事業所と未受診者に実施する。 ② 加入者の利便性を考慮した健診機関との新規契約を進めるとともに、既存の健診機関には加入者の受診環境の向上を働きかけ、健診受診者数の増加を図る。	i) 被保険者（生活習慣病予防健診） ① 効果的、効率的な勧奨に向けて対象事業所の特性に応じた勧奨方法の検討を行った。 ② 新規14機関と契約を締結した。また、既存67機関に対して実地調査を実施し質の向上を図った（契約機関総数：331機関（令和7年1月1日時点）※参考 令和5年度末時点 契約件数：317件）。	○ ○	i) 被保険者（生活習慣病予防健診） ① 外部委託によるDM送付や電話勧奨、職員による大規模事業所への訪問等の勧奨を実施していく。 ② 通年で生活習慣病予防健診機関を募集し新規契約を進めるとともに、引続き既存健診機関への実地調査を実施していく。

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等																																
③ 近隣に健診実施機関のない加入者の健診受診機会の確保のため、巡回健診を実施する。	③ 島しょ部の加入者の健診受診機会確保のため、神津島、八丈島、利島、新島、大島、青ヶ島、小笠原における巡回健診を実施した。 <table><tr><td></td><td>実施月</td><td>対象者数</td><td>受診者数 (受診率)</td></tr><tr><td>神津島</td><td>令和6年 5月</td><td>168人</td><td>142人 (84%)</td></tr><tr><td>八丈島</td><td>令和6年 7月</td><td>554人</td><td>297人 (53%)</td></tr><tr><td>利島</td><td>令和6年 9月</td><td>34人</td><td>34人 (100%)</td></tr><tr><td>新島</td><td>令和6年 11月</td><td>279人</td><td>263人 (94%)</td></tr><tr><td>大島</td><td>令和6年 11月</td><td>730人</td><td>未集計</td></tr><tr><td>青ヶ島</td><td>令和6年 11月</td><td>30人</td><td>未集計</td></tr><tr><td>小笠原</td><td>令和6年 11月</td><td>275人</td><td>未集計</td></tr></table>		実施月	対象者数	受診者数 (受診率)	神津島	令和6年 5月	168人	142人 (84%)	八丈島	令和6年 7月	554人	297人 (53%)	利島	令和6年 9月	34人	34人 (100%)	新島	令和6年 11月	279人	263人 (94%)	大島	令和6年 11月	730人	未集計	青ヶ島	令和6年 11月	30人	未集計	小笠原	令和6年 11月	275人	未集計	○	③ 健診受診機会の確保を増加させるため、多摩地区等における巡回健診実施の検討を行う。
	実施月	対象者数	受診者数 (受診率)																																
神津島	令和6年 5月	168人	142人 (84%)																																
八丈島	令和6年 7月	554人	297人 (53%)																																
利島	令和6年 9月	34人	34人 (100%)																																
新島	令和6年 11月	279人	263人 (94%)																																
大島	令和6年 11月	730人	未集計																																
青ヶ島	令和6年 11月	30人	未集計																																
小笠原	令和6年 11月	275人	未集計																																

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等
ii) 被保険者（事業者健診データ） ① 健診データの取得促進に向け事業所規模別に勧奨策を実施する。 [大規模事業所] 支部職員が事業所を訪問のうえ、勧奨する。 [中・小規模事業所] 東京労働局等の行政機関や商工会議所等の団体を通じて勧奨する。 外部委託業者を活用し、文書・電話等により勧奨する。 ② 健診データの提供を積極的に取り組む健診機関と連携し、データの早期提供を促進する。 ③ 健診データの提供について同意があった事業所のデータを取得するため、健診結果の提供にかかる契約が未締結の健診機関に対し、契約締結に向けた働きかけを行う。 ④ すでに契約を締結している健診機関に対してデータ取得の進捗を管理し、確実にデータを取得する。	ii) 被保険者（事業者健診データ） ① ・40歳未満を含めた健診データ取得に向け事業所の規模や特性に応じた勧奨計画に基づき、大規模事業所に対して、外部委託によるDM送付や電話勧奨を開始した（令和6年12月）。 ・東京労働局と「働く世代の健康づくり推進に向けた連携に関する」協定を締結した（令和6年6月）。 ② 契約更新時や生活習慣病予防健診実地調査のタイミングを活用するなど、事業者健診締結機関に対して、データの早期提供を促した。 ③ 新規に11機関と契約締結した。 （契約機関総数：337機関 （令和7年1月1日時点）） 事業者健診契約未締結の健診機関に対して、契約に向けた働きかけを行った。 ④ データ取得に向けた提出勧奨業者の調達を完了した。	○ △ △ △	ii) 被保険者（事業者健診データ） ① ・中規模事業所に対して、DM送付を行う。 ・大規模事業所に対して、職員の訪問等による勧奨を行う。 ・既に同意書提出済の事業所に対しても40歳未満を含めた健診データ取得に向け重点的に勧奨等の働きかけを行う。 ・東京労働局と連携して事業所へ働きかけを行う。 ④ 健診機関に対して健診データの提出勧奨を実施する。

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等
iii) 被扶養者（特定健診） ① 魅力的なオプション検査や利便性の高い会場の選定などにより、集団健診の受診者数の増加を図る。 ② 区市町村が実施するがん検診との連携に向けた取り組みを実施する。	iii) 被扶養者（特定健診） ① - 対象者へ集団健診の案内を行い、集団健診を実施した。 (令和6年11月～ 予約率16.1% 41,106名/254,391名。対前年同時期予約率 15.1%) - 併せて東京都歯科医師会と連携して実施する歯科健診について、4会場全ての予約を開始し、予約枠が上限(120枠)に到達した。 ② 8月に中野区が実施するがん検診と協会けんぽの特定健診を同時実施した。また、世田谷区及び江戸川区とも事業推進に向けた打ち合わせ等を実施した。 - 江戸川区と来年度のがん検診と協会けんぽの特定健診の同時実施について、実施時期や回数等の調整を行った。 - 東京都を通じて、区市町村のがん検診の実施状況を調査するため、情報収集を行った。	○ ○	iii) 被扶養者（特定健診） ① 令和7年1月以降も順次、都内全域で集団健診及び特定保健指導を実施する。また、東京都歯科医師会と連携し歯科健診を実施する（令和7年1月）。 ② 区市町村のがん検診の状況を把握し、がん検診が進むような方法を模索していく。

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

事業計画	実施状況			評価	今後の実施予定等
〔特定健診受診率・事業者健診データ取得率〕 ■ 被保険者（40歳以上） （実施対象者数：2,404,374人） ・生活習慣病予防健診 実施率60.0% （実施見込者数：1,442,600人） ・事業者健診データ 取得率3.8% （取得見込者数： 91,300人） ■ 被扶養者 （実施対象者数：521,204人） ・特定健康診査 実施率32.0% （実施見込者数： 166,700人） ■ KPI： 1）生活習慣病予防健診実施率を60.0%以上とする 2）事業者健診データ取得率を3.8%以上とする 3）被扶養者の特定健診実施率を32.0%以上とする		被保険者		被扶養者	
		生活習慣病 予防健診	事業者 健診	特定健康 診査	
	（参考） 令和5年 度	1,430,163 人	48,795 人	153,541 人	
	4～6月	297,003 人	8,485 人	25,028 人	
	7～9月	342,748 人	8,897 人	32,799 人	
	10～12月				
	1～3月				
			■ KPI： 1）24.6%（令和6年9月時点） 2）0.9%（令和6年10月時点） 3）13.8%（令和6年10月時点）		

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等	
(3) 特定保健指導実施率及び質の向上 特定保健指導機関との連携強化等により特定保健指導実施率の向上を図るとともに、指導対象者の健康状態に合わせた保健指導スキルを向上させ保健指導の質の向上を図る。 i) 被保険者 ① 支部内保健師・管理栄養士の充足を図るとともに、アウトカム指標の導入を踏まえ、重症化予防・グループ支援を含めて保健指導者のスキルを向上させる。 ② 新規特定保健指導機関の拡大を図るとともに、情報交換の場を通じて既存特定保健指導機関に好事例を横展開し、実施者数増加を図る。 ③ 支部又は特定保健指導専門機関等による情報通信技術（ICT）を活用した保健指導を推進する。 ④ 特定保健指導対象者数の多い事業所、健康企業宣言事業所への保健指導をより一層推進する。	i) 被保険者 ① 支部内保健師・管理栄養士を対象とした支部内研修を2回開催。本部の保健師を講師として招き、保健指導スキル向上を図った。 ② ・新規22機関と契約を締結した。（契約機関総数：110機関（1月1日時点））。 ・特定保健指導実践者会議を開催し101機関が参加した。3機関から好事例を紹介し、グループワークによる意見交換を実施した（令和6年12月）。 ③ 支部による1日あたりの実施件数を8件から12件に増やした。専門機関においても積極的に活用した。 ④ 銀の認定証を手交する等、適宜訪問を行い、保健指導の推進に向けて交渉を行った。	○ ○ ○ ○	① 支部内研修は2か月に1回開催する。 外部講師については検討を行う。 ② 通年で特定保健指導機関を募集し新規契約を進める。 ③ 事業所や対象者のニーズに合わせて継続して実施する。 ④ 効率的に訪問事業所を選定し勧奨する。	21

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

事業計画	実施状況及び	評価	今後の実施予定等																		
ii) 被扶養者 ① 集団健診において健診当日の初回面談を実施し、特定保健指導に繋げる。 ② 特定保健指導対象者の利便性向上を図るため、集団による特定保健指導を実施する。 ③ 区市町村の現状を把握し、健康づくりに関する共同での取り組みを模索する。 ■ 被保険者 (特定保健指導対象者数：305,246人) ・特定保健指導実施率11.4% (実施見込者数：34,798人) ■ 被扶養者 (特定保健指導対象者数：14,336人) ・特定保健指導実施率10.1% (実施見込者数：1,448人) ■ KPI： 1) 被保険者の特定保健指導実施率を11.4%以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を10.1%以上とする	ii) 被扶養者 ① 集団健診実施機関に対し、説明会を開催し、昨年度実績が高かった健診機関の取り組みを紹介し、横展開を行った（令和6年7月）。 集団健診当日の初回面談を実施した（令和6年11月～）。 ② 令和5年度の実施結果を受け、実施方法等を検討を行った。 ③ 東京都、江戸川区、八王子市と対面での打ち合わせを実施し、情報交換を行った。 <table><tr><td></td><td>被保険者</td><td>被扶養者</td></tr><tr><td>(参考) 令和5年度</td><td>24,175件</td><td>1,155件</td></tr><tr><td>4～6月</td><td>7,405件</td><td>198件</td></tr><tr><td>7～9月</td><td>7,266件</td><td>551件</td></tr><tr><td>10～12月</td><td></td><td></td></tr><tr><td>1～3月</td><td></td><td></td></tr></table> ■ KPI： 1) 4.8%（令和6年9月時点） 2) 5.2%（令和6年9月時点） ※暫定値		被保険者	被扶養者	(参考) 令和5年度	24,175件	1,155件	4～6月	7,405件	198件	7～9月	7,266件	551件	10～12月			1～3月			○ △ ○	① 集団健診会場視察時に意見交換や好事例の共有等を行い、引き続き実績の向上を図る。 ③ 連携先をさらに拡大し、実施状況や課題の共有を図りながら検討していく。
	被保険者	被扶養者																			
(参考) 令和5年度	24,175件	1,155件																			
4～6月	7,405件	198件																			
7～9月	7,266件	551件																			
10～12月																					
1～3月																					

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等
(4) 重症化予防対策の推進 ① 健診機関による健診当日の受診勧奨の拡充を図り、未治療者（高血圧・高血糖・脂質異常・CKD）の受診を促進する。 ② 通知による未治療者（高血圧・高血糖・脂質異常）への勧奨対象者を拡大して実施する。 ③ 未治療者（CKD）の受診理解が深まるような勧奨を行い受診への行動変容に繋げる。 ④ 非肥満のLDLコレステロール高値対象者に対して、文書指導を中心とした支援を行うことで、LDLコレステロールの重症化を予防する。	① 生活習慣病予防健診実施機関のうち13健診機関と契約し、専門職による勧奨を実施した。 ② 二次勧奨対象者のほか、一次勧奨対象者であるLDLコレステロール単独該当者に対して二次勧奨を実施した。 ③ 対象者をガイドラインに合わせて変更し、エビデンスに基づいた必要性の高い対象者へ勧奨を実施した。 ④ 効果的・効率的な文書指導を行えるよう保健師・管理栄養士への研修、文例の作成・提供等の準備を整えた。 健診データから効果的な対象者を選定し、文書指導を実施した。	○ ○ ○ ○	① 健診機関にヒアリングを行い、課題等を把握し、次年度に向けた検討を行う。 ② 受診率の変化等を分析し、事業効果を検証する。 ③ 受診率の変化等を分析し、事業効果を検証する。 ④ 指導文書送付前後の対象者の健診データの変化を分析し、事業効果を検証する。

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等
(4) 重症化予防対策の推進 ⑤ がん（大腸がん）検診の要精密検査者への受診勧奨等を実施し、早期発見・早期治療の重要性を周知していく。 ⑥ 東京都医師会等との連携により、糖尿病性腎症等重症化予防事業を着実に実施する。 ⑦ 健康企業宣言事業所等に対して重症化予防の必要性について周知を推進し、事業所から未治療者へ継続的に勧奨することで受診を促進する。 ■ KPI : 健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度（31.2%）以上とする（令和6年度新設）	⑤ 健診機関から送付する健診結果にリーフレットを同封し、大腸がん検診の精密検査受診勧奨を実施した。 ⑥ 糖尿病性腎症等重症化予防対象者の参加率の低迷や医師との連携が不足していた等の本事業の課題を踏まえ、東京都医師会、東京都栄養士会と調整を進め、新たなスキームの案を作成した。 協会本部を通じて、厚生労働省にスキーム案を提示した。 ⑦ 健康企業宣言事業所への支援として、特定保健指導の実施に関する説明とともに重症化予防についても周知を行った。 ■ KPI : 32.2%（令和6年9月時点）	○ ○ ○	⑤ 受診率の変化等を分析し、事業効果を検証する。 ⑥ 厚生労働省と調整し、スキームを完成させる。 ⑦ 継続して実施し、重症化予防の取り組みを行う事業所を拡大する。

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等
(5) コラボヘルスの推進 ① 経済団体、業界団体等の各関係団体と連携し、協同で健康経営を進めることで、各団体との関係強化や健康企業宣言の普及・発展に努め、健康企業宣言事業所の拡大を図る。	① - 健康企業宣言東京推進協議会の参画団体と健康経営の普及・発展に向けて会議を実施した（令和6年6月、9月、11月、12月）。11月の会議において、加入事業所が健康経営の取組を行いやすく、かつ継続的に健康経営を実践していくための新たな認定制度の必要性を問題提起した。12月の会議において、制度の考え方や実施案を提示の上、協議した。 - 世田谷区が開催する健康経営セミナーでの連携内容について協議した（令和6年9月、10月）。 - 八王子市との具体的な連携に向けて協議した（令和6年6月、8月、10月、11月）。 - 大田区が運営する、おおた健康経営事業所認定審査委員会に出席した。応募事業所の審査を行うとともに、中小規模の事業所における健康経営の取組について協議した（令和6年12月）。 - あらゆる媒体を活用し健康経営の広報を実施した。	○	① - 八王子市をはじめとした多摩地区との連携を進める。引き続き、健康経営の広報を実施する。 - 世田谷区が開催する健康経営セミナーにおいて、東京支部が実施する健康経営の取組について説明を行う（令和7年1月）。 - 新たな認定制度等の令和7年10月運用開始に向けて、参画団体と協議を行う（令和7年3月）。 - 東京都社会保険労務士会が開催する健康経営フェスタ2025において、健康経営の取組に関するパネルディスカッションを行う（令和7年3月）。

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等												
(5) コラボヘルスの推進 ②「事業所カルテ」の配付や、事業所訪問等を通じて事業主への健康づくり意識の醸成を図るとともに、事業所と健康課題の共有を図る。	② ・事業所を訪問し、健康づくりのサポートを実施した。併せて、健診受診率又は保健指導実施率の低い事業所に対して、事業所カルテを持参し健康課題の共有と今後の対策について協議した。 ・令和6年10月に協会全体の働き方改革を実践するために全国健康保険協会が健康宣言したことを受け、本部担当者と実効性のある取組の展開に向けて協議した。 <table><tr><td></td><td>訪問数</td></tr><tr><td>(参考) 令和5年度</td><td>251社</td></tr><tr><td>4～6月</td><td>58社</td></tr><tr><td>7～9月</td><td>68社</td></tr><tr><td>10～12月</td><td>21社</td></tr><tr><td>1～3月</td><td></td></tr></table>		訪問数	(参考) 令和5年度	251社	4～6月	58社	7～9月	68社	10～12月	21社	1～3月		△	② ・約5,000社に事業所カルテを配付するとともに健康経営のメリットや取組方法に関する案内を行う（令和7年2月）。 ・事業所訪問を強化し、健康課題を共有し、課題解決に向けた支援を行う。 ・引き続き、協会の健康宣言に係る取組のサポートを検討し、実施する。
	訪問数														
(参考) 令和5年度	251社														
4～6月	58社														
7～9月	68社														
10～12月	21社														
1～3月															
③ ホームページや関係者向け専用サイト（協会けんぽ東京パートナーズサイト）において、健康経営の取組に関するサポート情報を掲載し、健康経営の普及促進及び質の向上を図る。	③ 専用サイトを利用した資材の提供や企業からの問い合わせに対して迅速に対応した。金の認定解説動画を作成の上、専用サイトに掲載し、健康経営の更なる周知を図った（令和6年9月）。	○	③ 専用サイトの充実と企業の負担軽減を図るため、引き続き提供資材の見直し、更新作業の合理化等を検討する。												

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等
④ 事業所の健康づくりサポートの施策として、好事例情報の提供、健康づくりセミナーの動画配信等を行う。 ■ KPI : 健康宣言事業所数を2,900事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数	④ - 健康づくりオンライン講座の受付を開始した。196社から申込があり、順次実施した（令和6年8月～）。 - 東京産業保健総合支援センターと事業所のメンタルヘルス対策や両立支援対策に関する連携した取組の実施に向けて協議した（令和6年11月）。 - 東京都医師会と連名による「受動喫煙対策」をテーマにしたポスター及びリーフレットの作成に向けて協議した（令和6年12月）。 ■ KPI : 2,870事業所（令和6年12月時点）	○	④ 「受動喫煙対策」をテーマにしたポスター及びリーフレット案を東京都医師会に提示し、意見交換を行う。完成したポスター及びリーフレットの配付を行う（令和7年3月）。 - 季節の健康情報を掲載した冊子を提供し、実効的な健康経営の取組につなげる。

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等
Ⅲ. 医療費適正化 (1) 医療資源の適正使用 ① ジェネリック医薬品の使用促進 ジェネリック医薬品の供給状況を確認しつつ、ジェネリック医薬品使用割合80%以上の水準を維持・向上できるよう、データ分析に基づき重点的に取り組む対象を明確にした上で、地域の実情に応じた使用促進に取り組む。 ② ポリファーマシー（多剤服薬の有害事象）等対策ポリファーマシー等の有害事象について、データ分析に基づき実態等を把握したうえで、東京都保険者協議会等を通じて関係団体へ情報共有を行う。 ③ 上手な医療のかかり方 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点やリフィル処方箋の仕組みについて、従来の広報媒体の他、動画配信広告等を用いて加入者への周知・啓発を図る。 これらの取組については、関係団体とも連携しながら事業展開を図る。 ■ KPI : ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で前年度末（82.6%）以上とする （※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする	① - ② ラジオ番組において、東京都薬剤師会と服薬に関する正しい知識等を広報した（令和6年7月）。 ③ 育児情報誌において、上手な医療のかかり方等の周知を行った（令和6年10月～）。 ■ KPI : 84.0%（令和6年8月診療分）	- ○ ○	① 医療機関向けに医薬品実績リストの更新を行う。 ② 東京都保険者協議会等、外部の動向を確認しつつ、情報提供の内容を検討する。 ③ 育児情報誌や納入告知書同封チラシの他、TVer等を用いた動画配信広告により上手な医療のかかり方の普及促進を行う。

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等
(2) 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療費適正化に関する会議等において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果や国・東京都等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 (3) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進 ① 協会の広報基本方針及び広報計画に基づき、支部広報計画を策定し、実施する。	(2) ・地域医療構想調整会議への参加（令和6年7月～8月） ・東京都が主催する東京都医療費適正化検討委員会及び東京都国民健康保険運営協議会に出席した（令和6年11月）。 (3) ① 広報計画に基づき各種広報を実施した。 →ラジオ（毎週木曜日16：40頃TBSラジオ「元気にこねくと」） 納入告知書同封チラシ（毎月15日） メールマガジン配信（毎月5日） ・首都圏支部（東京、埼玉、千葉、神奈川）合同で実施する広報を検討した（令和6年度上期）。 ・新規加入事業所向けに「協会けんぽGUIDE BOOK」の配付を開始した（令和6年9月～）。 ・マイナ保険証の利用周知について、ラジオ番組及び新聞（朝日、読売、日経）広告を掲載した（令和6年10月）。 ・支部ツウシントーキョーを発行した（テーマ：生活習慣病の重症化予防。令和6年12月）。 ② LINEの運用を開始し、最大月3回情報発信を行った。併せて、支部の広報ツールを用いて、お友達登録の募集を行った（令和6年11月～。お友達登録者数：551人（令和6年12月末時点））。	－ ○ ○	(2) 地域医療構想調整会議（令和7年1月～） (3) ① ・最重点広報テーマである「健康づくりサイクルの定着」について、首都圏内の電車広告及び立川駅周辺のビジョン広告（デジタルサイネージ）を実施（令和7年2月） ・TVer等配信広告を実施（令和7年3月）
② LINE等のSNSを用いた新たな広報手段により、加入者への情報発信を行う。			

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等
③ 広報テーマに応じた広報資材を活用し、関係団体とも連携しながら積極的な発信を行う。	③ 関係団体と広報について連携した。 ・ラジオ番組に東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会の会員が出演した。 ・マイナ保険証の利用促進について広報協力依頼を行った。 (東京都医師会、東京都薬剤師会、東京都歯科医師会、東京労働局、東京都社会保険労務士会、東京商工会議所、東京と商工会連合会) ・マイナ保険証利用周知、資格情報のお知らせ等の発送について各団体への説明を行った(令和6年6月)。 ・社会保険研究所からの取材依頼により生活習慣病の重症化予防周知啓発について、支部長と東京都医師会長が対談し、「社会保険旬報」に掲載されるとともに、支部作成の「支部ツウシントーキョー」への掲載を行った(令和6年10月、12月)。 ・東京労働局主催の産業保健フォーラムに出展し、協会の事業を広報した(令和6年10月)。	○	③ ラジオ番組において医師、学識経験者等の出演を予定。
④ 事業主及び加入者にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。	④ 納入告知書同封チラシに掲載した(令和6年4月)。	○	

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等
⑤ 健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、関係者向け専用サイト（協会けんぽ東京パートナーズサイト）や研修会等を通じて情報提供を行う。 ■ KPI : 1－1）全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を40%以上とする 1－2）健康保険委員の委嘱事業所数を前年度（10,263事業所）以上とする（令和6年度新設）	⑤ ・ 納入告知書同封チラシ（協会けんぽTimes）令和6年5月号に登録案内を掲載した。 ・ 専用サイトの健康企業宣言部門において、登録案内を掲載した。 ・ 健康企業宣言を行っている事業所に対し、文書による登録勧奨を実施した（令和6年8月 登録率29.5% 175社/593社）。 ・ 被保険者数の規模別による勧奨を実施した（令和6年11月～ 登録率6.1% 650社/10,597件）。 ・ 専用サイトにおいて、健康保険給付申請（傷病手当金・出産手当金）のポイントを掲載した（令和6年8月）。 ・ 健康保険委員支部長表彰を行った（令和6年11月）。 ■ KPI : 1－1）39.90%（令和6年12月時点） 1－2）11,483事業所（令和6年12月時点）	○	⑤ ・ 事業所の被保険者数の規模別等による勧奨を引き続き実施する（令和7年1月）。 ・ 外部講師招へいのうえ、健康保険委員研修会を開催する（令和7年2月）。 ・ 健康保険委員の活動の強化を図る施策を検討する（令和7年3月）。

3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等
(1) 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成 ① 職場における業務経験を通じて職員の成長を促し、また、eラーニング等多様な研修や自己啓発の支援を行うことによって、自ら意識・行動を変え、役職毎に必要とされる知識・スキルの習得を図る。 ② 研修等を通じて、管理職層のマネジメント能力の向上を図る。特に管理職層への入り口であるグループ長補佐について重点的に取り組む。 ③ 業務に関する幅広い知識を養い視野を広げるため、積極的なジョブローテーションを実施する。	① 新入職員のOJT研修を実施した（令和6年4月～令和6年9月）。 ② ・リスクの洗い出しに際し、グループ長補佐がファシリテーターになることで、仕事の回し方などの経験をさせた。 ・リスク予防措置の取りまとめを実施した。 ③ グループ間でのジョブローテーションを実施した（令和6年4月、7月、9月、10月）。また、グループ内においても適宜担当替えを実施した。	○ ○ ○	①②ビジネススキル等に関する支部独自研修を実施する。

3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等
(2) 働き方改革の推進 ① 職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、職員がモチベーションを維持しながら、効率的に業務に取り組めるように、仕事と生活の両立支援をはじめ働き方改革を推進する。 ② 病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 ③ 法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。	① ・通年での軽装（ビジネスカジュアル）を開始した（令和6年4月）。 ・ノー残業メールにより定時退社への意識づけを行った。グループ長会議において、メリハリのある勤務の励行を行った。 ・勤務時間と休憩時間の気持ちの切り替え（リフレッシュ）を促進するため、会議室を昼食スペースとして開放した（令和6年10月）。 ・協会として健康宣言をした（令和6年10月）。 ② ・ハラスメント防止研修を実施した（令和6年6月）。人事異動に伴うハラスメント相談員の変更と周知を実施した。 ・支部内におけるハラスメント防止に対する体制等の認知度調査を実施し、解説を行った（令和6年9月、12月）。 ③ ・年次有給休暇の取得時期確認を実施し、年休付与後半年以内に5日以上の年休を取得させるよう管理職へ周知した。 ・取得が5日未満の者に、年休取得日を申請させた。（令和6年10月、12月） ・夏季休暇と年次有給休暇を組み合わせた連続休暇の取得を促進した（令和6年7月～9月）。 ・年末年始の休暇と年次有給休暇を組み合わせた連続休暇の取得を促進した（令和6年11月～12月）。	○ ○ ○	本部が策定した「健康づくり基本ルール」を職員に周知し、ルールに沿った取組みを実施する。

3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等
(3) リスク管理 ① リスクコントロール及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクを洗い出し、対策を検討する。 ② リスク管理にかかる研修やリスク管理委員会の開催などにより、職員のリスクに対する意識を醸成する。 ③ ジョブローテーションにより、組織運営の強化を図る。	① - 本部研修に参加し、支部におけるリスク予防措置の取組を定着するための研修会に参加した。また、支部におけるリスクの洗い出し、対策の検討に向けたスケジュールを策定した（令和6年6月）。 - 個人情報保護管理委員会・コンプライアンス委員会において、リスク予防措置の取組状況を報告した（令和6年8月）。 - リスク管理委員会を開催し、リスク予防措置の取組みを報告した（令和6年11月）。 - 事務室内における潜在リスク解消のため、レイアウト変更工事を実施した（令和6年12月）。 ② - リスク管理研修を実施した（令和6年8月、12月）。 - リスク管理委員会を開催し、リスク予防措置の取組みを報告した（令和6年11月）。 ③ グループ間でのジョブローテーションを実施した（令和6年4月、7月、9月、10月）。また、グループ内においても適宜担当替えを実施した。	○ ○ ○	① 支部におけるリスクの洗い出しを行い、その対策を検討、実施する。 ② 個人情報保護管理委員会とコンプライアンス委員会と併せたリスク管理委員会を開催（令和7年2月）する。

3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等
(4) 個人情報の保護の徹底 ① 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、研修の実施や情報セキュリティアクションプラン（課題解決に向けた取組）を確実に実施する。 ② 個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。	① ・情報セキュリティの点検結果を踏まえたアクションプランを策定した（令和6年6月）。 ・「支部コンブラ・個人情報保護通信」（メール）による情報発信を実施した（令和6年4月～6月）。 ・情報セキュリティ啓発カードを作成し、全職員へ配付した（令和6年7月）。 ・個人情報保護研修及び情報セキュリティ研修を実施した（令和6年9月、11月）。 ② 個人情報保護管理委員会を開催した（令和6年8月）。	○ ○	① 情報セキュリティアクションプランに基づき、情報セキュリティに関する情報発信、確認テスト等を実施する（令和7年1月～令和7年3月）。 ② コンプライアンス委員会とリスク管理委員会と併せた個人情報保護管理委員会の開催（令和7年2月）。

3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等
(5) 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底 ① 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、職員研修等を通じて、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 ② コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。 ③ 外部相談窓口（コンプラほっとライン）を含めた相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施する。また、相談のあった内容については、速やかに対応し必要な是正措置を講じる。 (6) 災害等の対応 ① 大規模自然災害等に備え、緊急時の連絡体制等について定期的に訓練や研修を実施する。 ② 大規模自然災害等発生時のマニュアル（支部初動対応マニュアル）について、都度必要な見直しを行う。	① ・「支部コンプラ・個人情報保護通信」（メール）による情報発信を実施した（令和6年4月～12月）。 ・コンプライアンス・個人情報保護に係るチェックシートを配付し、自己点検を実施した（令和6年9月）。 ② コンプライアンス委員会を開催した（令和6年8月）。 ③ ・支部内に外部相談窓口のポスターについて掲示し、外部相談窓口の認知度調査を開始した（令和6年6月）。 ・支部内におけるハラスメント防止に対する体制等の認知度調査を実施し、解説を行った（令和6年9月）。 ① ・人事異動に伴い自衛消防班の編成を変更した。自衛消防訓練と安否確認メール模擬訓練を実施した（令和6年5月、11月）。 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表を受けて、安否確認メール訓練を実施した（令和6年8月）。 ② 非常用物資の設置場所変更に伴い、「非常用物資一覧表」を修正した。	○ ○ ○ ○ ○ ○	② リスク管理委員会と個人情報保護委員会と併せたコンプライアンス委員会の開催予定（令和7年2月） ③ 認知度調査の結果を基に、再周知等の対策を行う。

3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

事業計画	実施状況	評価	今後の実施予定等
(7) 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ① サービス水準の確保に留意しつつ適切なコスト意識を持って、競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 ② 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。入札案件においては、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ③ 高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性を審査するとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 ④ 少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする	① - 定期的な点検により在庫を把握したうえで、過剰在庫とならないよう無駄のない消耗品の発注に努めた。 - ペーパーレス会議の実施体制を整え、コスト削減に努めた。 ② 複数の事業者への声掛けを行った（一者応札件数：0件/22件）。 ③ 高額な随意契約はもとより、案件に応じて調達審査委員会に諮り、調達の妥当性を審査した。また、調達結果はホームページにて公表した。 ④ 少額随意契約の範囲内においても可能な限り見積競争公告を実施した（見積競争公告件数：7件）。 ■ KPI： 0%	○ ○ ○ ○	

(参考)

令和 6 年度 KPI目標の進捗状況

令和6年度 KPI設定項目一覧表（基盤的保険者機能の盤石化）

1. 基盤的保険者機能の盤石化	事業計画		KPI設定項目	目標	実績	
	(2)	サービス水準の向上	(1) サービススタンダードの達成状況	100 %	100 %	令和6年 10月
			(2) 現金給付等の申請に係る郵送化率 (対前年度以上)	98.4 % 以上	98.2 %	令和6年 11月
	(4)	レセプト点検の精度向上	(1) 協会のレセプト点検の査定率(対前年度以上)	0.087 % 以上	0.085 %	令和6年 7月
			(2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額 (対前年度以上)	9,109 円 以上	13,749 円	令和6年 7月
	(5)	債権管理・回収と返納金債権発生防止	(1) 返納金債権(診療報酬返還金(不当請求)を除く。)の回収率(対前年度以上)	50.35 % 以上	41.77 %	令和6年 10月
			(2) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の 保険証回収率(対前年度以上) ※マイナンバーカードと保険証の一体化(保険証の廃止)が 行われるまでの取組とする	70.80 % 以上	72.82 %	令和6年 11月

令和6度 KPI設定項目一覧表（戦略的保険者機能の一層の発揮）

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	事業計画		KPI設定項目	目標	実績	
	Ⅱ (2)	特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	(1)生活習慣病予防健診実施率	60.0 % 以上	24.6 %	令和6年 9月
			(2)事業者健診データ取得率	3.8 % 以上	0.9 %	令和6年 10月
			(3)被扶養者の特定健診実施率	32.0 % 以上	13.8 %	令和6年 10月
	(3)	特定保健指導実施率及び質の向上	(1)被保険者の特定保健指導実施率	11.4 % 以上	4.8 %	令和6年 9月
			(2)被扶養者の特定保健指導実施率	10.1 % 以上	5.2 %	令和6年 9月
	(4)	重症化予防対策の推進	健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合(対前年度以上)	31.2 % 以上	32.2 %	令和6年 9月
	(5)	コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数	2,900 事業所 以上	2,870 事業所	令和6年 12月
	Ⅲ (1)	ジェネリック医薬品の使用促進	年度末時点のジェネリック医薬品使用割合(対前年度以上)	82.6 % 以上	84.0 %	令和6年 8月
	(3)	広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進	(1)全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	40.00 % 以上	39.90 %	令和6年 12月
			(2)健康保険委員の委嘱事業所数	10,263 事業所 以上	11,483 事業所	令和6年 12月

令和6年度 KPI設定項目一覧表（保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備）

3. 組織運営体制の整備	事業計画		KPI設定項目	目標	実績	
	(7)	費用対効果を踏まえた コスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合	15 % 以下	0 %	令和6年 12月